

＜令和 8 年度 町内会でご活用いただける事業一覧＞

番号	事業名	事業内容	担当課・連絡先
①	行政協力報償金	町内会を通じてお願いする行政協力役務等に対する報償金	協働定住課市民協働係 21-0254
②	防犯灯設置事業補助金	LED 防犯灯の設置・交換に対する補助金	
③	高梁市出身者等受入事業奨励金	町内会が環境美化活動や伝統文化継承等のために取組む事業に市外在住の高梁市出身者等を受入、協働で実施する事業を支援	
④	地域集会所整備費補助金	地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備に対する補助金	
⑤	ごみ減量化協力団体報奨金	資源回収を実施した団体に対する報奨金	環境課環境衛生係：21-0259
⑥	ごみ等収集施設設置費補助金	ごみステーションの新設、修繕に対する補助金	
⑦	自主防災組織活動促進事業補助金	自主防災組織の活動に係る費用や資機材整備等に対する補助金	危機管理課危機管理係 21-0246
⑧	道路維持管理作業報奨金	市道等の維持管理作業（草刈等）に対する報奨金	建設課維持補修係：21-1204 農林課耕地整備係：21-0222 西部土木事務所管理係 45-4510
⑨	小規模建設工事補助金	市道等の新設・改良・修繕等又は災害復旧工事を地区が施工する場合に対する補助金	建設課維持補修係：21-1204 西部土木事務所管理係 45-4510

上記の事業が次年度も引き続き行われるとは限りませんのでご理解をお願いします。

① 行政協力報償金

協働定住課市民協働係
21-0254

【事業内容】

- 町内会を通じてお願いする行政協力役務等に対し、報償金を支給します。

【積算方法】

- 報償金額：均等割＋戸数割（11月末現在の戸数）
※均等割（10,270円）、戸数割（860円/1戸）

【注意事項】

- ※申請書等は12月下旬ごろに市から送付予定です。

② 防犯灯設置事業補助金

協働定住課市民協働係
21-0254

【事業内容】

- 町内会等が実施する防犯灯の設置・交換に対し、補助金を交付します。

例えば…

- ・既設の電柱の防犯灯を水銀灯等からLED防犯灯の交換を行う。
- ・既設の電柱に新たにLED防犯灯を設置する。
- ・既設の電柱のLED防犯灯を新しいLED防犯灯に交換する。
- ・新たに電柱を設置し、LED防犯灯を設置する。

【補助内容】

- 補助率：事業費の2分の1以内
- 上限額：1基あたり15,000円

【注意事項】

- ※事業を行う前に計画書等の提出が必要です。
- ※補助金額の1,000円未満は切り捨てです。
- ※令和9年2月末までに事業が完了するようお願いします。

③ 高梁市出身者等受入事業奨励金

協働定住課市民協働係
21-0254

【事業内容】

- 小規模町内会（15戸以下）等が主体となり、高梁市外在住の者と協働して活動実施した小規模町内会等に対し奨励金を支給します。

例えば…

- ・町内会での道づくり活動に対して、市外在住の息子などが帰って手伝う。
- ・伝統行事などのイベントに、運営側として市外在住の出身者等に参加してもらう。

【補助内容】

- 補助額：1つの小規模町内会等で行った場合

基本額 5,000 円 + 市外在住の者 1 人あたり 2,000 円

小規模町内会等が他の町内会等と合同で事業を行った場合

基本額 10,000 円 + 市外在住の者 1 人あたり 2,000 円

（それぞれの町内会へ支給）

- 上限額：20,000 円

例えば…

- ・8戸の町内会に市外在住者5人が来た場合
5,000円 + 2,000円 × 5人 = 奨励金 15,000円支給
- ・5戸の町内会と17戸の町内会の協働の取り組みに市外在住者6人が来た場合
10,000円 + 2,000円 × 6人 = 22,000円（上限額により20,000円の支給）
※それぞれの町内会に対して支給します。

【注意事項】

※事業を行う前に計画書等の提出が必要です。

※複数の町内会で行う場合、それぞれの町内会で計画書の提出が必要です。

ただし、事業名・事業内容は統一してください。

※事業実施日の1～2週間前までの申請にご協力ください。

（実施前に必要書類を市から送付する必要があるため）

※1町内会の申請は年度内に1回限りとなります。

※16戸を超えている町内会でも、小規模町内会との合同実施で奨励金の支給は可能です。

④ 地域集会所整備費補助金

協働定住課市民協働係
21-0254

【事業内容】

- 地域の自主的なまちづくりを推進する拠点となる集会所の整備（新改築、バリアフリー化、改修）に対し補助金を交付します。

例えば…

- ・新改築 ⇒ 新たに集会所を建築、又は既存の集会所の全部を除去して新しく建築
- ・バリアフリー化 ⇒ 集会所等の段差解消又はスロープ若しくは手すり等の設置
- ・改修 ⇒ 既存の集会所に行う増築、改良、修繕、改装、バリアフリー化その他市長が必要と認めるもの

【補助内容】

- 補助率：工事費の2分の1以内（1,000円未満の端数切捨て）

- | | |
|----------|---|
| ■新改築 | 補助対象事業費：20万円以上
限度額：建築面積により変動（約250万円） |
| ■バリアフリー化 | 補助対象経費：10万円以上
限度額：50万円 |
| ■改修 | 補助対象経費：20万円以上
限度額：100万円 ※増築を含む場合は250万円 |

【注意事項】

- ※実施前に要望調書等の提出が必要です。
- ※先着順ではありません。要望を取りまとめて数か月ごとに審査するため、すぐに実施できない場合があります。
- ※以前にこの補助金を受けた場合は5年以上経過していなければ申請できません。
- ※エアコンなどの備品は対象外です。

⑤ ごみ減量化協力団体報奨金

環境課環境衛生係
21-0259

【事業内容】

- 自主的に資源回収を実施したPTA、こども会、町内会等の団体に対して報奨金を交付します。報奨金の交付額は、対象品目1キロにつき7円です。

例えば…

- ・PTA、幼稚園、保育園、小中学校等の廃品回収
- ・町内会の廃品回収
- ・婦人会、こども会等の廃品回収

【交付対象品目】（再生資源回収業者の引き取りによる）

- | | | |
|---------|------------|------------|
| (1) 古紙類 | (2) 繊維類 | (3) びん類 |
| (4) 金属類 | (5) ペットボトル | (6) その他有価物 |

【交付対象団体】

- (1) 地域住民で構成する団体であること
- (2) 営利を目的としない団体であること

【注意事項】

※交付申請書には回収業者の証明書が必要です。

⑥ ごみ等収集施設設置費補助金

環境課環境衛生係
21-0259

【事業内容】

- ごみステーションの新設、修繕に対し補助金を交付します。

例えば…

- ・既存のごみステーションを新しくする。
- ・既存のごみステーションの屋根、扉など一部を修理する。

【補助内容】

- 補助率：収集施設の設置及び修繕等に要した費用の2分の1以内
- 上限額：100,000円

【注意事項】

- ※補助金額の1,000円未満は切り捨てです。
- ※ごみステーションの新設、修繕を検討されている場合は、事前に環境課までご連絡ください。
- ※補助金の交付を受けた日から5年を経過するまで、再び補助金の交付を受けることはできません。

⑦ 自主防災組織活動促進事業補助金

【事業内容】

- 地域の防災力強化を目指して結成される自主防災組織の活動に係る費用等を対象に、補助金を交付します。

例えば…

- ・防災訓練 訓練に係る費用（炊出し等）
- ・研修・啓発 講師への謝金等
- ・資機材整備 備蓄品購入（食糧・薬品等）
避難誘導や救援活動に使用する物品購入（懐中電灯・毛布・工具等）

【補助内容】

- 防災訓練補助 10,000円＋組織加入世帯数×100円(上限50,000円)
- 防災士養成補助 防災士の認証の取得費用（交通費等は除く）
- 研修・啓発補助 20,000円
- 防災マップ作成補助 50,000円
- 防災資機材整備補助 30,000円＋組織加入世帯数×200円(上限100,000円)

【注意事項】

※天災その他の有事に備え、地域内の世帯全てを対象とした安否確認や避難誘導等を行う組織の設置及び継続的な活動が必要です。

⑧ 道路維持管理作業報奨金

- 市道（高梁・有漢）
建設課維持補修係 21-1204
- 農林道（高梁・有漢）
農林課耕地整備係 21-0222
- 市道・農林道（成羽・川上・備中）
西部土木事務所管理係 45-4510

【事業内容】

- 市が管理する道路の通行の安全を確保するとともに、その周辺環境の保全を図るため、自主的に当該道路の維持管理作業を行う団体（町内会等）に報奨金を交付します。

【補助内容】

市道及び市道に準じる農林道の同一路線の草刈作業（道路・側溝清掃含む）を実施した場合

- 補助額：100m（両側）あたり 1,200円（1回作業を行った場合）
100m（両側）あたり 1,800円（2回作業を行った場合）

例えば…

- ・500m草刈作業を1回した場合 市道 500m×1,200円/100m = 報奨金 6,000円交付
- ・500m草刈作業を2回した場合 市道 500m×1,800円/100m = 報奨金 9,000円交付



⑨ 小規模建設工事補助金

- 高梁・有漢地域
建設課維持補修係 21-1204
- 成羽・川上・備中地域
西部土木事務所管理係 45-4510

【事業内容】

- 市が管理する道路、橋梁、河川又は水路の新設、改良、修繕等又は災害復旧工事を地区が施工する場合に対し補助金を交付します。

- ① 公益性があり、地区の合意に基づくもの
- ② 用地、隣地及び利害関係人の同意があること
- ③ 傷害保険への加入等、安全施工への配慮がなされること
- ④ 災害復旧工事において、国又は県等の補助事業等の対象とならないこと

例えば…

- ・ 市道の改良
- ・ 河川の維持
- ・ 水路の修繕

【補助内容】

- 補助率：工事に要する経費の 10分の9以内
- 上限額：500,000円（新設・改良・修繕の場合）
1,600,000円（災害復旧工事の場合）

【注意事項】

※事業内容や経費の配分、その他申請に係る事業の変更又は中止をしようとするときは必ず報告してください。

⑧道路維持管理（草刈）作業への報奨金支給について

地域での奉仕活動として行う道路(市道、市道に準じる農道[一定要件農道]・林道)の維持管理作業に対して、報奨金を支給しています。

1. 支給の対象

各地域の町内会などの団体が、同一の道路区間で次の作業を実施した場合。

- ① 道路の両側路肩両側の草刈（2回目は、抑草剤の散布も可）
- ② 道路上のごみ及び転石等の除去
- ③ 道路側溝がある場合は側溝清掃

2. 支給額

①～③のすべての作業を行った場合

- ・①～③全てを実施(2回以上)・・・1,800円/100メートル <https://logoform.jp/f/e9Y8A>
- ・①～③全てを実施(1回のみ)・・・1,200円/100メートル
- ・①～③全てを2団体以上、共同で実施・・・3,000円/100メートル



Logo フォーム QR

3. 請求の方法

1回目、2回目各作業の実施後、その都度、実施報告明細書等を建設課、農林課、各地域市民センター、有漢地域局、備中地域局内西部土木事務所、成羽地域局、川上地域局へ提出してください。

	1回目	2回目
提出書類	①実施報告明細書(様式第1号) 1枚 ②作業したことがわかる写真 ③作業実施区間がわかる地図	①実施報告明細書(様式第1号) 1枚 ②作業したことがわかる写真 ③作業実施区間がわかる地図 ④請求書(様式第2号)
提出期限	作業終了後速やかに	作業終了後速やかに

4. その他

(1) 作業報告については、実施報告明細書内の記入例をご確認のうえ、記入してください。

(2) 2回目実施の場合、2回分まとめて提出しないようお願いします。

今年度よりスマートフォンで撮影した写真については、撮影をしたスマートフォンから写真を提出できるようになりました。上記のQRコードよりご活用ください。

※草刈の報告書と請求書については引き続き紙媒体での提出をお願いします。

(3) 「口座振込申出書」で申請されている口座に振り込む場合は「請求書」の3振込口座の(ア)にチェックで振込が可能です。

その他口座への入金を希望する場合は、(イ)にチェックしていただき、必ず、振込先口座となる通帳をご持参(又は、口座番号、口座名義等が確認できる部分の通帳の写しを添付)ください。委任状欄への記入及び押印をお願いします。

道路維持管理作業実施報告明細書

高梁市長 様

町内会名： 町内会

代表者 住所： _____

氏名： _____

連絡先： _____

下記のとおり作業を実施しましたので、高梁市道路維持管理作業報奨金交付要綱第5条の規定により報告します。

記

1 報告区分

チェック	実施区分	作業内容（該当に○をする）
	単 独 (1町内会等で実施)	1 回のみ (1回のみ1,200円/100m)
		1 回目 ・ 2 回目 (草刈 ・ 抑草剤) (2回 1,800円/100m)
	共 同 (複数の町内会等で実施)	1 回目 ・ 2 回目 (草刈 ・ 抑草剤) 町内会名等 ()

2 道路種別・路線名及び延長

道路種別	路線名	延長(m)	実施日
計			

3 添付書類：作業をしたことわかる写真及び作業箇所図

【留意事項】

作業実施後、速やかに報告書を提出してください。

上記報告内容について、実施を確認した。 年 月 日 <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> 確認者 課長 印 </div>
--

道路維持管理作業実施報告明細書

高梁市長 様

町内会名： 町内会

代表者 住所： _____

氏名： _____

連絡先： _____

下記のとおり作業を実施しましたので、高梁市道路維持管理作業報奨金交付要綱第5条の規定により報告します。

記

1 報告区分

チェック	実施区分	作業内容（該当に○をする）
	単 独 (1町内会等で実施)	1 回のみ (1回のみ1,200円/100m)
		1 回目 ・ 2 回目 (草刈 ・ 抑草剤) (2回 1,800円/100m)
	共 同 (複数の町内会等で実施)	1 回目 ・ 2 回目 (草刈 ・ 抑草剤) 町内会名等 (_____)

2 道路種別・路線名及び延長

道路種別	路線名	延長(m)	実施日
計			

3 添付書類：作業をしたことわかる写真及び作業箇所図

【留意事項】

作業実施後、速やかに報告書を提出してください。

上記報告内容について、実施を確認した。			
年 月 日	確認者	課長	㊟

道路維持管理作業請求書

高梁市長 殿

債権者 町内会名： _____

住 所： _____

氏 名： _____ ⑩

1 報奨金請求額

百万	十万	万	千	百	十	円	対象延長 _____ m × _____ 円/100m

ただし 道路維持管理作業報奨金として _____ 上記のとおり請求します。

2 作業内容（いずれかにチェックしてください。）

チェック	作業実施日	区分	実施町内会名等
	1回のみ 年 月 日	単独	
	1回目 年 月 日	単独	
	2回目 年 月 日	共同	

3 振込口座（下記の（ア）（イ）いずれかにチェックしてください。）

チェック	振込先
(ア)	上記金額については、「口座振込申出書（町内会口座登録申請書）」で申し出ている口座へ振り込んで下さい。
(イ)	上記金額については、下記口座に振り込んで下さい。→下記へ記入

(ア)にチェックした場合は、以下は記入しないでください。

(イ)をチェックした場合、以下へ振込口座を記入し、通帳の1ページ目を見開きでコピーして添付してください。

金融機関名： _____

支店名等： _____

口座種別： 普通・当座

口座番号： _____

フリガナ
口座名義人： _____

口座情報確認済	
---------	--

委任状

下記の者を私の代理人として、受領に関する一切の件を委任します。

年 月 日

●債権者（代表者）

団体名 _____

住 所 _____

氏 名 _____ ⑩

●代理人（口座名義と同一）

団体名 _____

住 所 _____

氏 名 _____

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

道路維持管理作業実施報告明細書

高梁市長 様

町内会名： **高梁** 町内会
 代表者 住所： **高梁市松原通2043番地**
 氏名： **町内会長 建設太郎**
 連絡先： **〇〇〇-××××-△△△△**

下記のとおり作業を実施しましたので、高梁市道路維持管理作業報奨金交付要綱第5条の規定により報告します。

記

1 報告区分

チェック	実施区分	作業内容（該当に○をする）
○	単 独	1回のみ（1回のみ1,200円/100m） 1回目 ・ 2回目（草刈 ・ 抑草剤） （2回 1,800円/100m）
	共 同 （複数の町内会等で実施）	1回目 ・ 2回目（草刈 ・ 抑草剤） 町内会名等 （ ）

2 道路種別・路線名及び延長

道路種別	路線名	延長(m)	実施日
市道	高梁建設線	500m	令和□年○月△日
計		500m	

3 添付書類：作業をしたことのおわり写真及び作業箇所

作業箇所図を添付

【留意事項】

作業実施後、速やかに報告書を提出してください。

例：作業前・後の写真

上記報告内容について、実施を確認した。

年 月 日

確認者

課長

⑩

道路維持管理作業請求書

高梁市長 殿

債権者 町内会名：高梁町内会
 住 所：高梁市松原通2043番地
 氏 名：町内会長 建設太郎 印

1 報奨金請求額

百万	十万	万	千	百	十	円
		¥	9	0	0	0

対象延長
500m×1,800円/100m

ただし 道路維持管理作業報奨金として _____ 上記のとおり請求します。

2 作業内容（いずれかにチェックしてください。）

チェック	作業実施日	区分	実施町内会名等
<input type="checkbox"/>	1回のみ 令和□年 ○月 △日	単独	<div style="border: 2px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 1回目及び2回目の作業を 実施した日を記入 </div>
<input checked="" type="checkbox"/>	1回目 令和□年 ○月 △日	単独	
<input type="checkbox"/>	2回目 令和□年 ×月 ○日	共同	

3 振込口座（下記の（ア）（イ）いずれかにチェックしてください。）

チェック	振込先
<input checked="" type="checkbox"/>	(ア) 上記金額については、「口座振込申出書（町内会口座登録申請書）」で申し出ている口座へ振り込んで下さい。
<input type="checkbox"/>	(イ) 上記金額については、下記口座に振り込んで下さい。→下記へ記入

●口座振込申出書を提出している町内会は上段にチェック（以下は記入不要）

通帳の1ページ目を見開きでコピーして添付してください。

●下段にチェックした場合は、金融機関等を記入してください。

口座情報確認済	金融機関名： <u>高梁銀行</u>
	支店名等： <u>高梁支店</u>
	口座種別： <u>普通</u> ・当座
	口座番号： <u>12345678</u>
	フリガナ： <u>タカハシチョウナイカイ</u> <u>カイケイ</u> <u>タカハシジロウ</u>
	口座名義人： <u>高梁町内会</u> <u>会計</u> <u>高梁二郎</u>

委任状

下記の者を私の代理人として、受領に関する一切の件を委任します。

令和△年 □月 ×日

●債権者（代表者）

団体名 高梁町内会
 住 所 高梁市松原通2043番地
 氏 名 町内会長 建設太郎 印

●代理人（口座名義と同一）

団体名 高梁町内会
 住 所 高梁市松原通1234番地
 氏 名 会計 高梁二郎